

令和3年11月9日

会員各位

鎌倉市医師会会長 山口 泰泉
母子保健担当理事 三宅 泉

新型コロナウイルス感染症に係る妊婦の入院・療養への対応について

神奈川県医師会を通じて、通知がまいりましたのでお知らせいたします。

神奈川県健康医療局医療危機対策本部室長
(公印省略)

新型コロナウイルス感染症に係る妊婦の入院・療養への対応について (通知)

本県の新型コロナウイルス感染症対策の推進につきましては、日頃格別の御尽力をいただき厚く御礼申し上げます。

さて、新型コロナウイルス感染症患者については、令和3年9月24日付け医危第2079号により「入院基準の転換について (通知)」のとおり入院調整を行っていただいているところですが、新型コロナウイルス感染症に感染した妊婦についても同様に、入院優先度判断スコアによる入院調整を行っていただきますようお願いいたします。

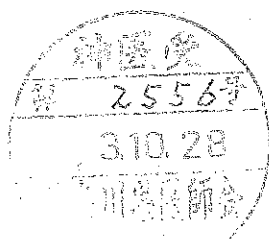
つきましては、令和3年8月19日付け医危第1750号による暫定対応は廃止し、別添のと通りの運用といたしますので、ご了承ください。

また、貴会会員への周知について、ご協力をよろしくお願いいたします。

なお、公益社団法人神奈川県病院協会、公益社団法人神奈川県助産師会、一般社団法人神奈川県産科婦人科医会、周産期コロナ受入医療機関、災害時小児周産期リエゾンあて、別途通知しておりますことを申し添えます。

<主な変更点について>

- 入院の要否は、入院優先度判断スコアに基づく対応とし、37週以降で有症状の場合、入院先について保健所が周産期コロナ受入医療機関へ相談する。受入れ先が見つからない場合は、妊婦居住地ブロックの災害時小児周産期リエゾンへ相談する。
- 37週以降で無症状の場合やワクチン2回接種済みの場合は、必ずしも入院とはなりません。
- ※ 上記の場合や、36週未満の場合は、保健所は産科かかりつけ医療機関及びコロナを診断した医療機関へ症状確認し、自宅・宿泊療養の判断をすること。
- ※ 自宅・宿泊療養中の産科的な症状に対しての相談先 (産科かかりつけ医療機関) 等については、変更ありません。



問合せ先

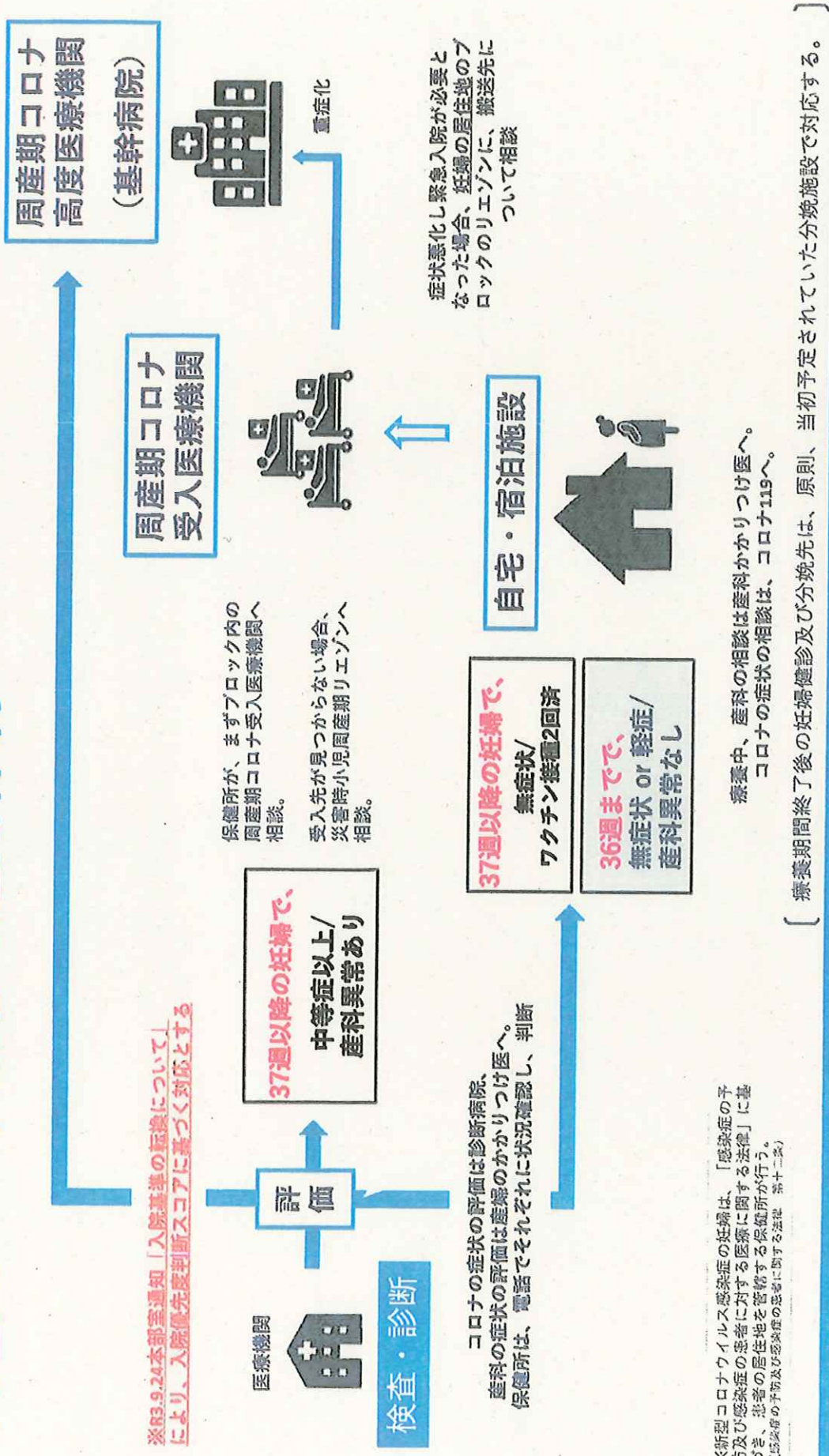
感染症対策グループ 市川 村岡 新

電話 045-210-4615 (直通)

電子メール kenzou-kansen@pref.kanagawa.jp

周産期コロナ患者の運用体制

令和3年10月～

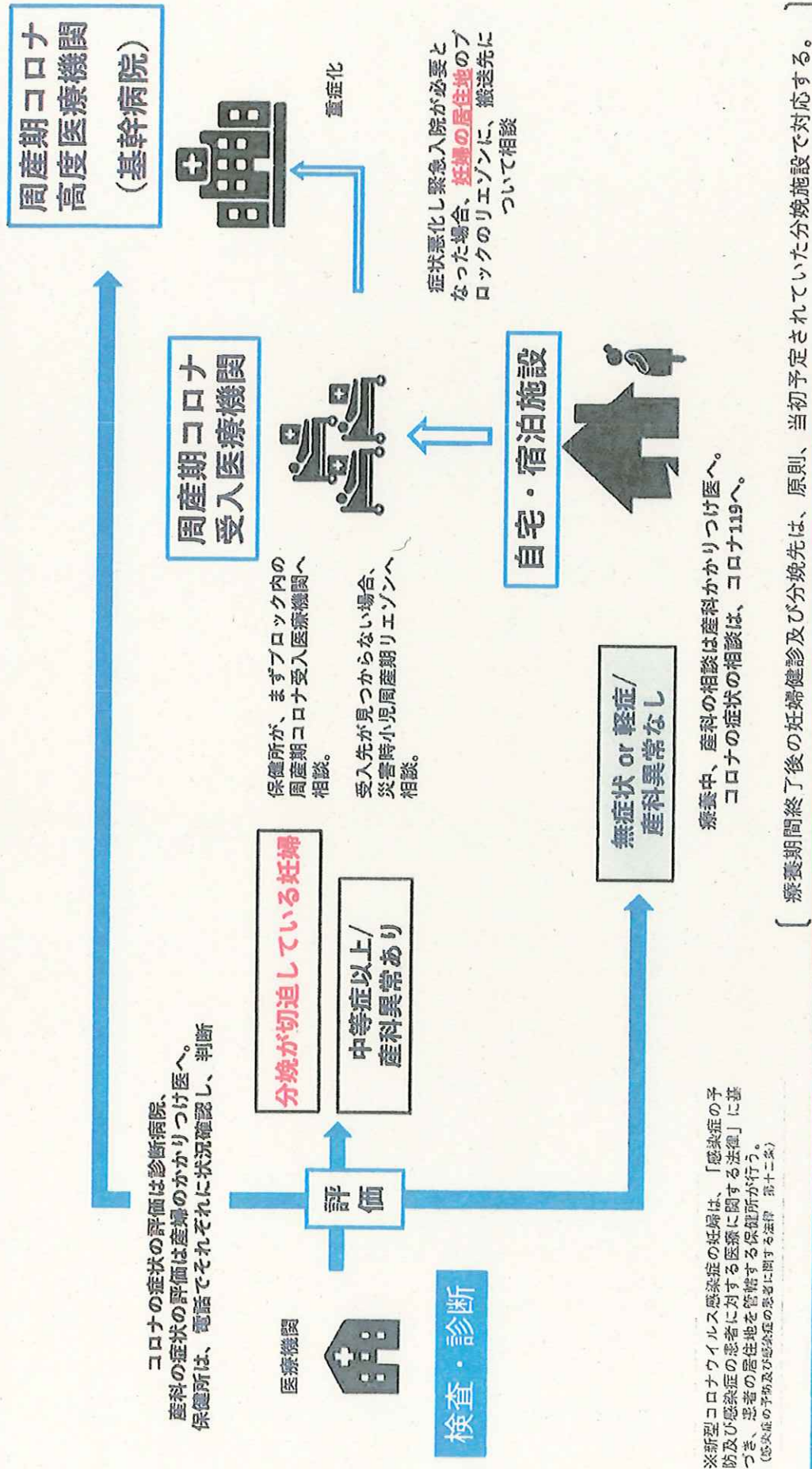


※R3.9.24本部室通知「入院基準の転換について」により、入院優先度判断スコアに基づく対応とする

※新型コロナウイルス感染症の妊婦は、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」に基づき、患者の居住地を管轄する保健所が行う。
(感染症の予防及び感染症の患者に対する法律 第十二条)

<参考> 周産期コロナ患者の運用体制 (暫定対応)

R3.8.19～



コロナの症状の評価は診断病院、産科の症状の評価は産婦のかかりつけ医へ。保健所は、電話でそれぞれに状況確認し、判断

※新型コロナウイルス感染症の妊婦は、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」に基づき、患者の居住地を管轄する保健所が行う。
(感染症の予防及び感染症の患者に関する法律 第十二条)